

Web講座 無料体験版用 日商簿記2級 商業簿記 ワークシート

第3章 手形取引

例題3-1

(1) 山形商店から掛代金の支払いとして、裏書譲渡された福島商店振り出しの約束手形¥150,000 が不渡りとなったので、福島商店に償還の請求をした。なお、このために要した諸費用¥3,000 は現金で支払った。

(借) (貸)

(借) (貸)

(2) 山形商店から、上記の請求額と期日以後の利息¥600 を同店振り出しの小切手を受け取った。

(借) (貸)

(借) (貸)

(3) (1)において、山形商店が倒産し、不渡手形が回収できなくなったので、貸し倒れとして処理した。ただし、貸倒引当金の残高が¥100,000 ある。

(借) (貸)

(借) (貸)

例題3-2

(1) 神戸商店から商品¥500,000 を仕入れ、代金のうち¥300,000 は倉敷商店振り出し、当店あての約束手形を裏書譲渡し、残額は掛けとした。

(借) (貸)

(借) (貸)

(2) (1) で神戸商店に裏書譲渡した倉敷商店振り出しの約束手形が不渡りになり、神戸商店から償還請求を受け、手形代金のほかに償還請求のために諸費用¥8,000、満期日以後の利息¥2,000 を小切手を振り出して支払った。

(借) (貸)

(3) 上記の不渡手形について、倉敷商店に償還請求後、不渡手形¥310,000 と期日以後の利息¥1,500 を同店振り出しの小切手を受け取った。

(借) (貸)

(借) (貸)

例題3-3

(1) さきに得意先山口商店から受け取った同店振り出しの約束手形¥500,000 を大阪銀行で割引き、割引料を差し引かれた手取金を当座預金に預け入れた。割引日数は53日で、利率は年2.92%である。

(借) (貸)

(借) (貸)

(2) (1) で大阪銀行に割引いた山口商店振り出しの約束手形が不渡りになり、大阪銀行から償還請求を受け、手形代金のほかに償還請求のために諸費用¥6,000、満期日以後の利息¥3,500 を小切手を振り出して支払った。

(借) (貸)

(3) 上記の不渡手形について、¥300,000 は以前売り渡していた商品を売価で引き取り、残額は貸し倒れとして処理した。なお、貸倒引当金が¥150,000 ある。

(借) (貸)

(借) (貸)

(借) (貸)

例題3-4

(1) 売買目的で保有する目的で広島商事株式会社の株式100株を@¥60,000で購入し、代金は約束手形を振り出して支払った。

(借) (貸)

(2) 以前、購入していた土地(帳簿価額¥1,100,000)を、¥800,000で売却し、代金は約束手形を受け取った。

(借) (貸)

(借) (貸)

(3) 以前、備品を売却した際に受け取っていた約束手形¥1,000,000 が支払期日になったが、決済されなかった。

(借) (貸)

Web講座 無料体験版用 日商簿記2級 商業簿記 ワークシート

例題3-5

A 新しい手形に利息分を含めて振り出す場合

鹿児島商店は、かねて掛代金の支払いとして、振り出していた宮崎商店あての約束手形¥1,000,000の満期日が到来したが、資金繰りがつかないために支払延期を申し入れ、同店の承認を得て、新しい手形に書き換えた。なお、利息¥10,000は新手形の額面に加えた。

鹿児島商店の仕訳

(借) (貸)

(借) (貸)

宮崎商店の仕訳

(借) (貸)

(借) (貸)

B 利息を現金で支払う場合

鹿児島商店は、かねて掛代金の支払いとして、振り出していた宮崎商店あての約束手形¥1,000,000の満期日が到来したが、資金繰りがつかないために支払延期を申し入れ、同店の承認を得て、新しい手形に書き換えた。なお、利息¥10,000は現金で支払った。

鹿児島商店の仕訳

(借) (貸)

(借) (貸)

宮崎商店の仕訳

(借) (貸)

(借) (貸)

例題3-6

.....金融手形と商業手形をしっかりと区別しましょう

小倉銀行から約束手形を振り出して¥2,000,000を借り入れていたが、資金不足により支払期日に返済できないため、小倉銀行に支払期日の延長を申し入れ、承諾を得て、利息¥12,000を含めた新手形を振り出し、旧手形を交換した。

(借) (貸)

(借) (貸)

例題3-7

1. 買掛金¥65,000を支払うため、発生記録の請求をおこない、電子記録債権に係る債務¥65,000が発生した。

(借) (貸)

2. 支払期日が到来したため、上記1の債務¥65,000が当座預金から引き落としされた。

(借) (貸)

3. 売掛金¥120,000を回収するため、発生記録の請求をおこない、得意先の承諾を得て電子記録に係る債権¥120,000が発生した。

(借) (貸)

4. 譲渡記録により、上記3の電子記録債権うち¥50,000を現金¥49,500と引き換えに譲渡した。

(借) (貸)

(借) (貸)

5. 譲渡記録により、上記3の電子記録債権のうち¥40,000を買掛金と引き換えに譲渡した。

(借) (貸)

6. 支払期日が到来したため、上記3の電子記録債権のうち¥30,000が当座預金に振り込まれた。

(借) (貸)